

有明教育芸術短期大学
令和8年度入学者「福祉奨学金」募集要項

1. 奨学金の趣旨・特徴

有明教育芸術短期大学「福祉奨学金」は、児童養護施設、自立援助ホーム、養育里親家庭など社会的養護下で生活している児童が、本学へ入学する際の経済的な支援を行うことを目的としています。

奨学金として、卒業までの3年間の学生納付金を全額免除します。

2. 奨学金の内容

入学検定料と入学金を除く、3年間の学生納付金300万円を全額免除します。

(高等教育の修学支援新制度の授業料減免申請が可能な方は、入学後に申請をしていただき、国による減免額と学生納付金との差額分を本学が減免します。)

【自己負担額の例】

	入学検定料	入学金	学費(3年間)
国の減免(第1区分)採用者	3万円	3万円(国の減免25万円)	0円(国の減免186万+本学減免114万)
国の減免不採用者	3万円	28万円	0円(本学減免300万円)

3. 申請資格

本学を第一志望校とし、出願時に社会的養護の下で生活している児童

4. 申請書類

- (1) 福祉奨学金申請書(本学所定用紙・申請者は施設長または養育者)
- (2) 本人申込書(本学所定用紙)

5. 申請時期

出願時まで提出してください。令和7年4月1日(火)より申請受付を開始します。

6. 審査方法

書類審査及び面接審査を行います。

7. 審査基準

- (1) 学習意欲が高く、将来の進路に具体的な希望を持っていること
- (2) 経済的な計画性があり、学生納付金を免除することにより、3年間の修学が可能であること

8. 審査結果通知

面接審査後、2週間以内に申請者及び申込者に郵送にて通知します。

9. 個人情報の取扱い

本奨学金の申請にあたってお知らせいただいた個人情報については、奨学金の審査以外の目的に使用することは一切ありません。

10. その他注意事項

- (1) 本奨学金の申請や審査は、入学試験の合否に影響を与えるものではありません。
また、奨学金の採用決定が、入学試験の合格を保障するものではありません。
- (2) 本奨学金の申請に提出された書類は、一切返却しません。
- (3) 入学後、高等教育の修学支援新制度による授業料減免が停止になった場合でも、(4)に該当しない限り、学生納付金は全額免除します。
- (4) 入学後、次のいずれかに該当した場合は、本奨学金を中止とします。
 - ① 学業成績不振のため、留年となった場合
 - ② 自主退学をした場合または学則により退学、除籍となった場合
- (5) 本学を卒業後、有明教育芸術短期大学認定専攻科・子ども教育専攻へ進学した場合、本奨学金を継続して1年間の学生納付金72万円を免除します。

11. お問い合わせ

有明教育芸術短期大学

「福祉奨学金」担当

(月曜～金曜 9:30～17:30) 電話 03-5579-6211

E-mail : sship@ariake.ac.jp

【入学後に必要な主な費用】

3年間の学生納付金は免除されますが、それ以外で必要となる主な費用は次の通りです。

- ① 教科書代金(3年間合計額) 約 65,000 円 (選択する科目によって多少異なります)

- ② 免許資格申請料(取得者のみ必要)

免許・資格	金額
幼稚園教諭二種	3,300 円
小学校教諭二種	3,300 円
保育士	4,200 円
認定バドミントン	4,400 円

- ③ 同窓会費(終身) 30,000 円 (3年進級時に納入)